



目 次	ページ
規 則	
◎高知県中小企業・小規模企業振興審議会規則	1
◎高知県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則	1
高知県教育委員会規則	
◎高知県立高等学校の分校並びに課程、学科及び科の設置に関する規則の一部を改正する規則	2
高知県人事委員会規則	
◎職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則	3

規 則

高知県中小企業・小規模企業振興審議会規則をここに公布する。
令和3年3月26日
高知県知事 濱田 省司

高知県規則第15号
高知県中小企業・小規模企業振興審議会規則
(趣旨)

- 第1条** この規則は、高知県中小企業・小規模企業振興条例（令和3年高知県条例第7号）第14条第9項の規定に基づき、高知県中小企業・小規模企業振興審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。（会長及び副会長）
- 第2条** 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。
- 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
 - 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。（会議）
- 第3条** 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。
- 会議の議長は、会長が当たる。
 - 会議は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、及び議決をすることができない。
 - 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同

数のときは、議長の決するところによる。
(委員以外の者の出席等)

第4条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、及び意見を求めることができる。
(資料の提出等の求め)

第5条 会長は、会議において必要があると認める場合は、関係機関又は関係団体に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。
(幹事)

第6条 審議会に、幹事若干人を置く。

- 幹事は、県職員のうちから、知事が任命する。
- 幹事は、会長の指示を受けて、委員を補佐する。（庶務）

第7条 審議会の庶務は、高知県商工労働部商工政策課において処理する。
(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則
(施行期日)

- この規則は、令和3年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 第3条第1項の規定にかかわらず、この規則の施行の日以後最初に開かれる会議は、知事が招集する。
(高知県中小企業基本対策審議会条例施行規則の廃止)
- 高知県中小企業基本対策審議会条例施行規則（昭和38年高知県規則第62号）は、廃止する。

~~~~~  
高知県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和3年3月26日

**高知県規則第16号**  
**高知県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則**

- 高知県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則（平成28年高知県規則第51号）の一部を次のように改正する。
- 第12条第1項第1号中「第30条第1項第1号（法第31条第2項）」を「第35条第1項第1号（法第36条第2項）」に改め、同項第3号中「第30条第1項第1号」を「第35条第1項第1号」に改める。
- 第13条中「第29条第1項」を「第34条第1項」に、「第30条第1項又は第31条第1項」を「第35条第1項又は第36条第1項」に改める。

第14条第1項中「第29条第1項」を「第34条第1項」に、「第30条第1項又は第31条第1項」を「第35条第1項又は第36条第1項」に改め、同条第2項中「第30条第1項又は第31条第1項」を「第35条第1項又は第36条第1項」に改め、同項第1号中「第30条第1項各号（法第31条第2項）」を「第35条第1項各号（法第36条第2項）」に改め、同項第2号中「第30条第6項（法第31条第2項）」を「第35条第6項（法第36条第2項）」に改める。

第17条第2項中「第31条第1項」を「第36条第1項」に、「第30条第1項」を「第35条第1項」に、「第29条第1項」を「第34条第1項」に改める。

第19条中「第33条」を「第38条」に改める。  
第20条中「第34条」を「第39条」に、「第30条第1項」を「第35条第1項」に改める。

第22条中「第36条第1項」を「第41条第1項」に改める。  
第23条第1項中「第36条第1項」を「第41条第1項」に改め、同条第2項中「第36条第2項」を「第41条第2項」に改める。

第24条中「第37条」を「第42条」に、「第36条第2項」を「第41条第2項」に改める。

第27条（見出しを含む。）中「第30条第1項第1号」を「第35条第1項第1号」に改める。

別記第1号様式中「㊟」を削り、同様式注を次のように改める。

注 2 欄は、建築物エネルギー消費性能確保計画（変更計画）の提出に係る建築物が位置する地名及び地番を記入してください。

別記第4号様式（第1面）中「㊟」を削り、「係員印」を「係員氏名」に改める。

別記第7号様式中「㊟」を削り、同様式注を次のように改める。

注 2 欄は、認定（変更認定）申請に係る建築物が位置する地名及び地番並びに住戸の番号（共同住宅等又は複合建築物において、住戸の部分に係る申請をしている場合に限り）を記入してください。

別記第8号様式中「第30条第1項（第31条第1項）」を「第35条第1項（第36条第1項）」に改める。

別記第9号様式中「㊟」を削り、同様式注を次のように改める。

注 3 欄は、認定に係る建築物が位置する地名及び地番並びに住戸の番号（共同住宅等又は複合建築物において、住戸の部分に係る認定を受けている場合に限り）を記入してください。

別記第10号様式（第1面）中「㊟」を削り、「係員印」を「係員氏名」に改める。

別記第12号様式中「㊟」を削り、同様式注を次のように改める。

注 3 欄は、認定に係る建築物が位置する地名及び地番並びに住戸の番号（共同住宅等又は複合建築物において、住戸の部分に係る認定を受けている場合に限りま

す。）を記入してください。

別記第13号様式中「㊟」を削り、同様式注を次のように改める。

注 3 欄は、認定に係る建築物が位置する地名及び地番並びに住戸の番号（共同住宅等又は複合建築物において、住戸の部分に係る認定を受けている場合に限りま

す。）を記入してください。

別記第14号様式中「第33条」を「第38条」に改める。

別記第15号様式中「第34条」を「第39条」に、「第30条第1項」を「第35条第1項」に改める。

別記第16号様式中「㊟」を削り、同様式注を次のように改める。

注 2 欄は、認定申請に係る建築物が位置する地名及び地番並びに住戸の番号（共同住宅等又は複合建築物において、住戸の部分に係る申請をしている場合に限りま

す。）を記入してください。

別記第17号様式中「第36条第2項」を「第41条第2項」に改める。

別記第18号様式中「第37条」を「第42条」に、「第36条第2項」を「第41条第2項」に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

-----  
教 育 委 員 会 規 則  
-----

高知県立高等学校の分校並びに課程、学科及び科の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月26日

高知県教育長 伊藤 博明

高知県教育委員会規則第1号

高知県立高等学校の分校並びに課程、学科及び科の設置に関する規則の一部を改正する規則

第1条 高知県立高等学校の分校並びに課程、学科及び科の設置に関する規則（昭和48年高知県教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

本則の表高知県立安芸高等学校の項中

「  
普通科  
」

を

「  
普通科  
」

工業に関する学科  
環境建設科 機械土木科  
商業に関する学科  
情報ビジネス科 ビジネス科

に改め、同表高知県立安芸桜ヶ丘高等学校の項を削る。

第2条 高知県立高等学校の分校並びに課程、学科及び科の設置に関する規則の一部を次のように改正する。

本則の表高知県立安芸高等学校の項中

「  
普通科  
工業に関する学科  
環境建設科 機械土木科  
商業に関する学科  
情報ビジネス科 ビジネス科  
」

を

「  
普通科  
工業に関する学科  
機械土木科  
商業に関する学科  
ビジネス科  
」

に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則中第1条及び附則第3項の規定は令和5年4月1日から、第2条及び次項の規定は令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 第2条の規定による改正前の高知県立高等学校の分校並びに課程、学科及び科の設置に関する規則の規定により設置された高知県立安芸高等学校の全日制の課程の環境建設科及び情報ビジネス科（以下この項において「環境建設科及び情報ビジネス科」という。）は、同条の規定による改正後の高知県立高等学校の分校並びに課程、学科及び科の設置に関する規則の規定にかかわらず、令和6年3月31日に環境建設科及び情報ビジネス科に在学する者がそれぞれ環境建設科及び情報ビジネス科に在学しなくなるまでの間、なお存続するものとする。

（高知県立高等学校の分校並びに課程、学科及び科の設置に関

する規則の一部を改正する規則の一部改正）

3 高知県立高等学校の分校並びに課程、学科及び科の設置に関する規則の一部を改正する規則（令和2年高知県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

附則第2項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

-----  
人事委員会規則  
-----

職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和3年3月26日

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

**高知県人事委員会規則第4号**

**職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則**

職員の給与の支給等に関する規則（昭和31年高知県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1の6を次のように改める。

6 感染症防疫の作業に従事する職員の特殊勤務手当（感染症防疫作業手当）

| 支給の対象                                                                                                                                                                                                                      | 金額            |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 1 本庁、福祉保健所、衛生環境研究所又は家畜保健衛生所に勤務する職員が、次に掲げる感染症その他高度の伝染性を有する疾病として知事が指定するものの防疫の作業又は治療に従事したとき。<br>コレラ 痘そう 発しんチフス ペスト 黄熱 回帰熱 赤痢（疫痢を含む。） 腸チフス パラチフス しょう紅熱 ジフテリア 流行性脳脊髄膜炎 日本脳炎 急性灰白髄炎 活動性感染性結核 流行性脳炎 狂犬病 炭そ ブルセラ症 鼻そ 結核 出血性敗血症 豚丹毒 | 1日当たり<br>290円 |
| 2 職員が、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第2条第1項に規定する家畜伝染病（口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ、低病原性鳥インフルエンザその他人事委員会が定める家畜伝染病に限る。以下この表の6の表において「家畜伝染病」という。）のまん延を防止するために行う家畜のと殺、家畜の死体の焼却若しくは埋却又は畜舎等の消毒の作業その他人事委員会が定める作業に従事したとき。                                | 1日当たり<br>380円 |
| 3 職員が、家畜伝染病のまん延を防止するために行う作業（2の作業を除く。）で人事委員会が定めるものに従事したとき。                                                                                                                                                                  | 1日当たり<br>290円 |

別表第2の1の表中「編成されている」を「編制されている」に改め、同表の5の(1)の表中「この手当は」を「この手当は」に改め、同表に次のように加える。

6 県立の中学校において夜間に授業を行う学級に関する業務に従事した職員の特殊勤務手当（夜間学級教育手当）

| 支給の対象                                                                                                     | 金額            | 備考                                                                |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|-------------------------------------------------------------------|
| 1 夜間に授業を行う学級（以下この表の6の表において「夜間学級」という。）を置く県立の中学校の校長（当該中学校の専任の校長である者に限る。）、副校長又は教頭が、夜間学級に関する校務の整理等の業務に従事したとき。 | 1日当たり<br>710円 | 夜間学級に関する業務に従事した時間が、その日の業務に従事した時間の2分の1に満たない場合として任命権者が定める場合は、支給しない。 |
| 2 主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭又は講師が、夜間学級に関する教育又は養護の業務に従事したとき。                                         | 1日当たり<br>900円 |                                                                   |

**附 則**

この規則中別表第1の6の改正規定は公布の日から、別表第2の改正規定は令和3年4月1日から施行する。